

会 議 録

会 議 名	平成 23 年度第 3 回山陽小野田市障害福祉計画検討委員会
開 催 日 時	平成 24 年 3 月 22 日（木）午後 3 時 00 分～午後 3 時 50 分
開 催 場 所	山陽小野田市役所 本庁舎 3 階 大会議室 A
出 席 者	山陽小野田市障害者協議会 伊藤和義 山陽小野田市社会福祉事業団 植木亨 小野田ボランティア連絡協議会 尾崎燎子 山陽小野田市民生児童委員協議会 河口軍紀 障害者就業・生活支援センター 神野洋子 山陽小野田市社会福祉協議会 硯谷かやの 一般公募 竹内桂子 山陽ボランティア連絡協議会 水田愛子 小野田市医師会 森田純一 山陽小野田市手をつなぐ育成会（知的） 矢田英治 厚狭郡医師会 吉武和夫 宇部公共職業安定所 矢玉俊治
欠 席 者	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会 上村篤子 民間福祉従事者 社会福祉法人神原苑 平山美加 教育関係者（学校教育課） 藤本哲城 山陽小野田市肢体不自由児（者）父母の会 田平ひづる 山陽小野田市精神保健家族会 和田昌祐
事 務 担 当 課 及 び 職 員	高齢障害課長 堀本正春 高齢障害課長補佐 木本順二 高齢障害課障害福祉係長 杉山洋子 高齢障害課障害福祉係主任 大海弘美 高齢障害課障害福祉係 森山まゆみ
会 議 次 第	1 市長あいさつ（代理 高齢障害課長） 2 会長あいさつ 3 議事 （1）第 3 期山陽小野田市障がい福祉計画（素案）に係るパブリックコメントについて （2）山陽小野田市障がい福祉計画の策定について

会 議 次 第	(3) その他 ・ 今後の予定について
議 事	◆ 1 について 高齢障害課長があいさつを行った。 ◆ 2 について 会長があいさつを行った。 ◆ 3 について 事務局が(1)の説明を行った。 ◆ 質疑応答は次のとおり 委員：議案書は事前に読んでいないと問題点を見つけるのは困難である。会議をスムーズに進めるためにも会議開催の 1 週間前には送付してもらいたい。 事務局：今後は 1 週間前には送付するようにする。ただ今回については第 2 回目の委員会時の資料と内容がほとんど変更していないため送付しなかった。 ◆ 3 について 事務局が(2)の説明を行った。 ◆ 質疑応答は次のとおり 委員：平成 2 5 年の 8 月に法改正があるということだがその内容についてはまだ白紙の状態なのか。 事務局：当初は平成 2 5 年 8 月の予定であったが、障害者総合支援法に変わるのは平成 2 5 年 4 月ではないだろうかという状況である。またこの障がい福祉計画は障害者自立支援法に基づいた計画のため、法改正があればまた新たに 2 年間の計画を立てることになるのかもしれない。まだ不透明な部分がたくさんある。 ◆ 3 について 事務局が(3)の説明を行った。 委員：障害者自立支援法が障害者総合支援法という名称に変わったのですね。 事務局：まだ閣議決定だけである。 委員：市がこの計画の中身を実行できればということはないが。1 級の身体障害者手帳を所持している人が生活ができないような状況に追い込まれている。障害年金が受給できなくて生活保護を受給している。総合的に判断して生活保護ではなく障害年金の支給の方がよりよいと思われる。 事務局：高齢障害課としては、障害者手帳の 1 級があれば障害年金が支給できていいのではないかと常に思っている。しか

議 事	し、高齢障害課で障害年金を決定するわけではなく、それぞれの制度において決定されているので現状では理解していただくしかない。 委員：障害年金にかわるものとして、生活保護を受給している。生活保護の支給ができるのであれば、医師の診断書等で判断して障害年金を支給する方が然るべきであり、現実には仕事ができないのであれば障害年金が支給されるべきだと思う。この事例は相談支援事業所に相談したが、本当に相談できるところはどこなのか。市に相談員制度があるが、相談員に相談しても回答が返ってこない。この障がい福祉計画には素晴らしいことが書かれているが中身が伴わないと意味がない。現実問題としては解決することが優先であるので、一人ひとりの問題を掘り起こして解決できるように現実を踏まえた計画を練っていくことが大事である。 事務局：高齢障害課が作成している障がい福祉のしおりにも、まずは気軽に相談ができる場としての地域の相談員や相談支援事業所を掲載している。そこで受けた相談の内容は、高齢障害課や毎月開催している自立支援協議会で報告を受けている。先ほどの個別の事例については改めて相談して欲しい。生活保護については、施策の中でも最終の手段だと思う。障がいがあるから働けないのかというとそうでもない。いろいろな制度があるのでそれらを活用して欲しい。 委員：障がいの等級は細かく区切られている。例えば、腎臓機能障がいは、血清クレアチニン濃度が 8.0mg/dl 以上で身体障害者手帳の 1 級に該当するし、心臓機能障がいではペースメーカーを着けると身体障害者手帳の 1 級に該当する。このように疾患の程度によって等級が決まるので、身体障害者手帳の 1 級を持っているからといって働けないわけではない。働くことができる人はそれなりに頑張っていたきたい。 委員：情報の伝達や開示について、本当に情報を必要としているのは障がい者本人である。この障がい福祉計画の冊子を職員が障がい者の家に持っていく等、障がい者に直接見てもらえる方法を検討して欲しい。 事務局：市内に障害者手帳を持っている人は約 3, 200 人い
------------	---

議 事	る。現実問題として障がい者の自宅まで持っていくことは難しい。高齢障害課の窓口で障害者手帳を交付する際にPRしていきたい。 委員：自分は約20年間相談員をしているが、相談があれば必ず回答はしている。ただ相談の内容も幅広くまた勉強不足ということもあり回答が難しい件については市へ相談して欲しいと助言することもある。 委員：市内の障がい者の相談はすべて相談員がカバーしているのか。 事務局：すべてはカバーできない。施設へ入所あるいは通所している人は施設の職員へ相談してそこから市へ話がくるというケースもある。また、いきなり市へ相談するのに抵抗があるということで地域の相談員に相談するケースもある。 委員：障がい者の中には相談員がいることやどこへ相談したらいいのかわからない人もいるのではなかろうか。 事務局：高齢障害課の窓口で障害者手帳を交付する際に障がい福祉のしおりを渡して説明をしている。相談先以外にも各種制度等について説明には1人当たり30～40分かけている。高齢障害課長があいさつの後、閉会。
-----	--